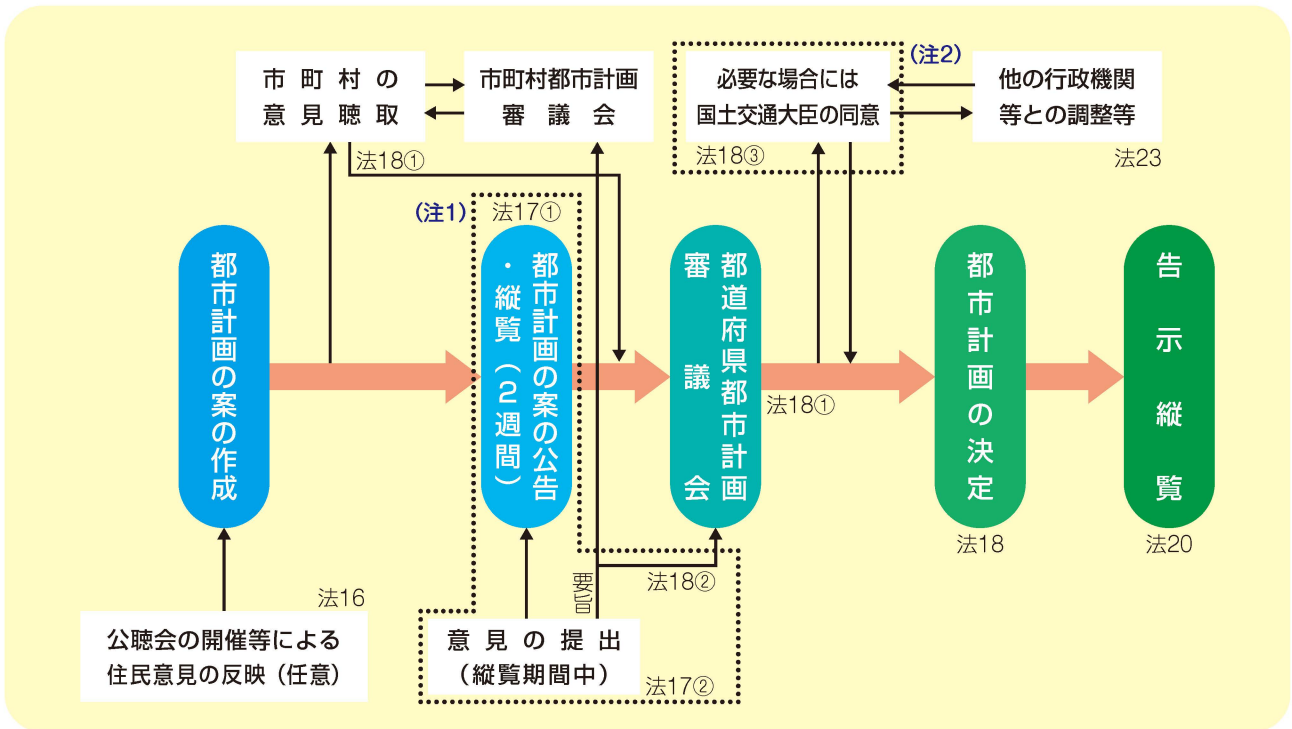


3 都市計画決定等の手続

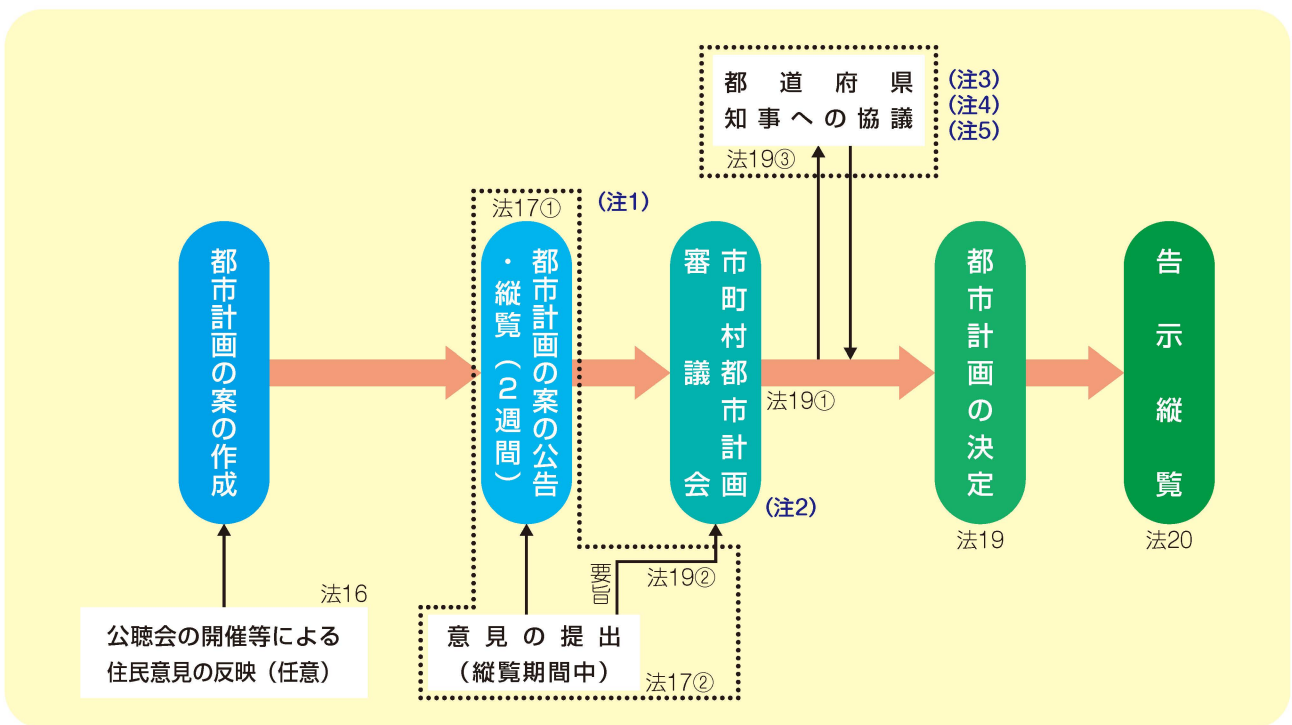
(1) 都道府県が定める都市計画決定等の手続



(注1) 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。
 (注2) 国土交通大臣の同意については、名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続きを要しない。
 ※法とあるのは都市計画法のこと。

(2) 市町村が定める都市計画決定等の手続

市町村都市計画審議会を設置している場合



(注1) 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。
 (注2) 市町村都市計画審議会が置かれていない場合は、都道府県都市計画審議会（法19①）
 (注3) 地区計画等に関する都市計画においては、知事への協議は、位置及び区域等施行令第13条に掲げる事項に限定。
 (注4) 都道府県知事への協議については、名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続きを要しない。
 (注5) 町村の決定する都市計画については、都道府県知事との協議に同意を要する。